

遺族年金改正、保障はどう変わる？

～働き方の変化に対応も、男女賃金格差是正が課題～



経済調査部 エコノミスト
前田 和孝

ポイント

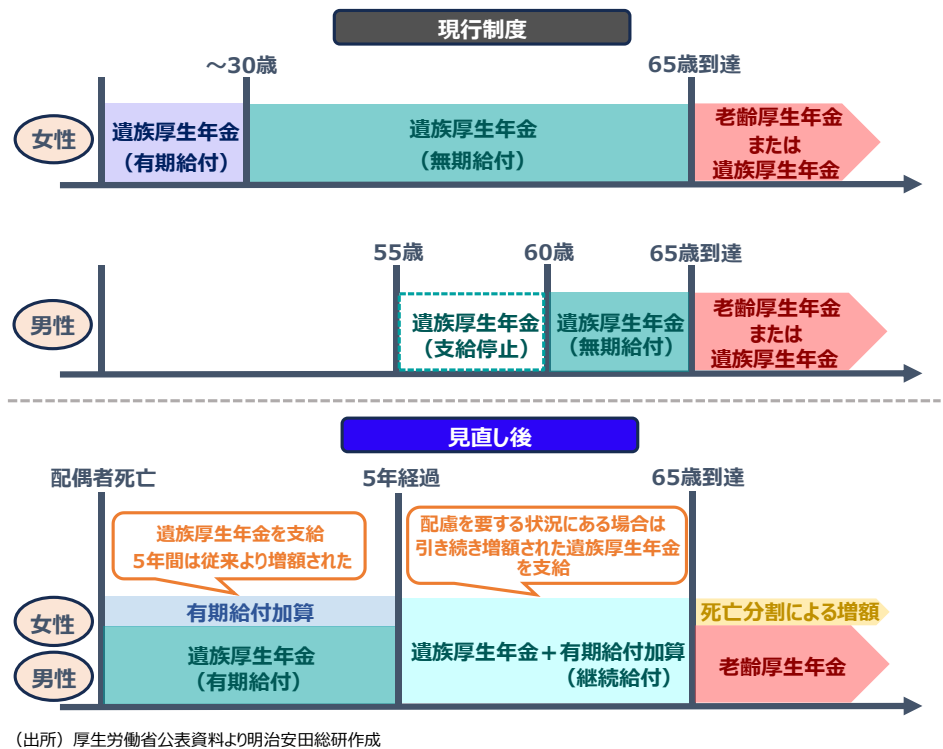
- 今年の年金法改正で遺族厚生年金の見直しが決まり、男女ともに 60 歳未満で死別した場合は原則 5 年間の有期給付、60 歳以上の場合は無期給付となる
- 無期給付が有期給付に変わることで一部の女性の保障が薄くなるのは事実。一方、収入が低い場合などには有期給付終了後も継続して給付を受けられるなど、いくつかの配慮措置も設けられている
- 継続給付を受ける女性がそれなりにいると見込まれることは、男女賃金格差の是正が不十分であることの証左。制度見直しと並行して、格差是正によりいっそう取り組むことが重要

1. 今年の法改正では遺族年金の見直しを決定

今年成立した年金法改正で、遺族年金制度を見直すことが決まった。まず、遺族基礎年金については、これまで夫(妻)との死別後に再婚した場合や、離婚後に夫(妻)が死亡した場合などは、妻(夫)も子ども¹も年金を受け取れなかったが、子どもは受け取れるよう変更される。

会社員や公務員として働く配偶者と死別した際に受け取れる遺族厚生年金については、現行制度では、女性の場合は 30 歳未満で死別すると 5 年間の有期給付、30 歳以上では無期給付となっている。一方、男性の場合は 55 歳未満で死別すれば給付はなく、55 歳以上では

(図表1) 遺族厚生年金の見直し内容



¹ 18 歳になる年度の終わりまで、または障害の状態にある場合は 20 歳未満。以下、「子ども」はすべてこれを指す

60歳からの無期給付となる。これが今回の改正により、男女ともに60歳未満で死別した場合は原則5年間の有期給付、60歳以上の場合は無期給付という形に変わる（図表1）。加えて、子どもがいる場合の加算額が引き上げられるとともに、これまで減額されていた3人目以降も一律となる。さらに、有期給付に係る年収850万円未満の収入要件も廃止される。

改正は、15～64歳の女性就業率が7割を上回るなど働き方が変わるなかで、男性が主たる生計維持者であることを前提にした制度を改め、男女差を解消することが主眼に置かれている。見直しは2028年度から実施され、20年間かけて移行を完了させる予定である。

2. 誰が改正の影響を受けるか

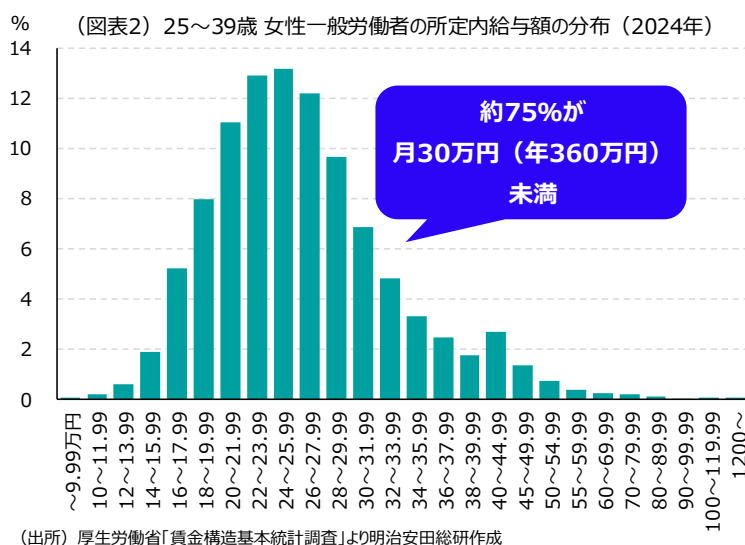
今回の見直しで影響を受けるのは、女性では、子どもがおらず、かつ2028年度末時点で40歳未満の人である。こうした人達は、これまでの無期給付が有期給付になる。厚生労働省の試算では、新たに対象になる30代女性は約250人/年とのことである。男性では、子どもがいない60歳未満の人が有期給付を受け取れるようになる。こちらは対象者が約1.6万人/年と試算されている。一方、男女ともにすでに遺族厚生年金を受給している人や、子どもを養育している人、2028年度末時点で40歳以上の女性などは影響を受けない。

無期給付が有期給付に変わること、一部の女性の保障が薄くなるのは事実である。この点がクローズアップされ、見直しには反対の声も聞かれる。もっとも、男性はもちろん、収入要件が廃止されることから子どもがいない高収入の女性など恩恵を受ける人も多い。また、有期給付における年金額が改正前の約1.3倍に増額されるほか、65歳以降は自らの老齢厚生年金に加えて、亡くなった配偶者の方が報酬が高かった場合には、その配偶者の婚姻期間中の厚生年金記録に基づいて計算された分が上乘せされる。

加えて、5年間では十分な生活の再建に至らないケースを想定し、障害厚生年金の受給権者や収入が十分でない人が有期給付終了後も継続して給付を受けられる仕組みが設けられている。基準となる収入は国民年金保険料の全額免除を基に設定されており、単身の場合は年収が約132万円以下であれば全額給付される。そこからは収入が増加するにつれ、収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう調整がなされる。

例えば、亡くなった夫の平均標準報酬月額が45万円、厚生年金の加入期間20年、妻の年齢が40歳未満のケースを考えると、加算分も加味した遺族厚生年金の額は約74万円/年と見込まれる。継続給付支給額の調整方法は施行までに政令で定められるが、法案に則り、かつ一定の仮定を置いて試算すると、継続給付が完全に無くなる年収は390万円程度と見込まれる。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査で、2024年における女性の一般労働者の所定内給与額を見ると、25～39歳の74.8%が月30万円（年360万円）未満となっている（図表2）。この年代の年間賞与・その他特別給与額の平均は約65万円だが、所定内給与額が月26万円（年312万円）未満の層も53.0%いることを考えれば、賞与等を加味しても、前述のケースにおける継続給付の対象者は相応にいると思われる。

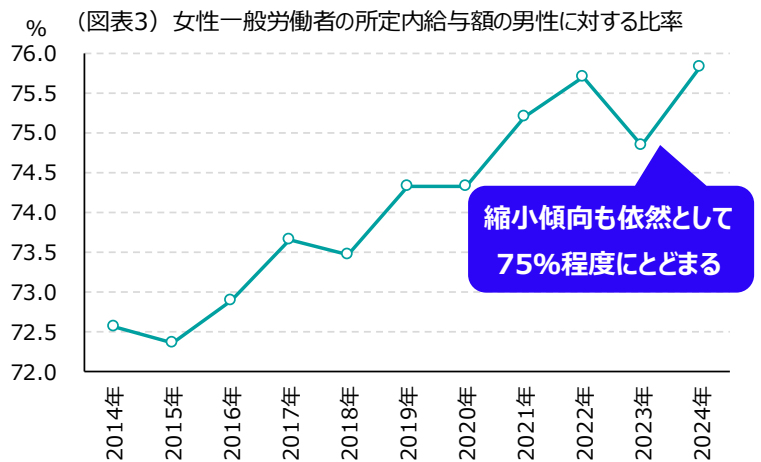


3. 制度改正と並行して男女賃金格差の是正に取り組む必要

遺族厚生年金の改正は、いくつかの配慮措置が設けられたこともあり、複雑なものになってしまったきらいがある。しかしながら、女性の働き方などの変化を受け、20年間もの時間をかけて、男女差を解消しようとする趣旨は理解できるものである。

一方、継続給付を受ける女性がそれなりにいると見込まれることは、男女賃金格差の是正が不十分であることの証左でもある。一般労働者の所定内給与額の平均を見ると、男性は月36.3万円、女性は月27.5万円となっている。格差は縮小傾向にはあるものの、依然として女性は男性の75%程度にとどまっている（図表3）。また、雇用者に占める非正規雇用の割合も、男性が約2割である一方で、女性は依然として約5割と半分を占める。

遺族年金は生活の安定を支えるものではあるが、それだけで余裕を持って暮らせるというものではない。制度見直しと並行して、男女賃金格差の是正によりいっそう取り組むことも重要だろう。



(出所) 厚生労働省公表資料より明治安田総研作成

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝
電話番号：080-2298-8278
e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411